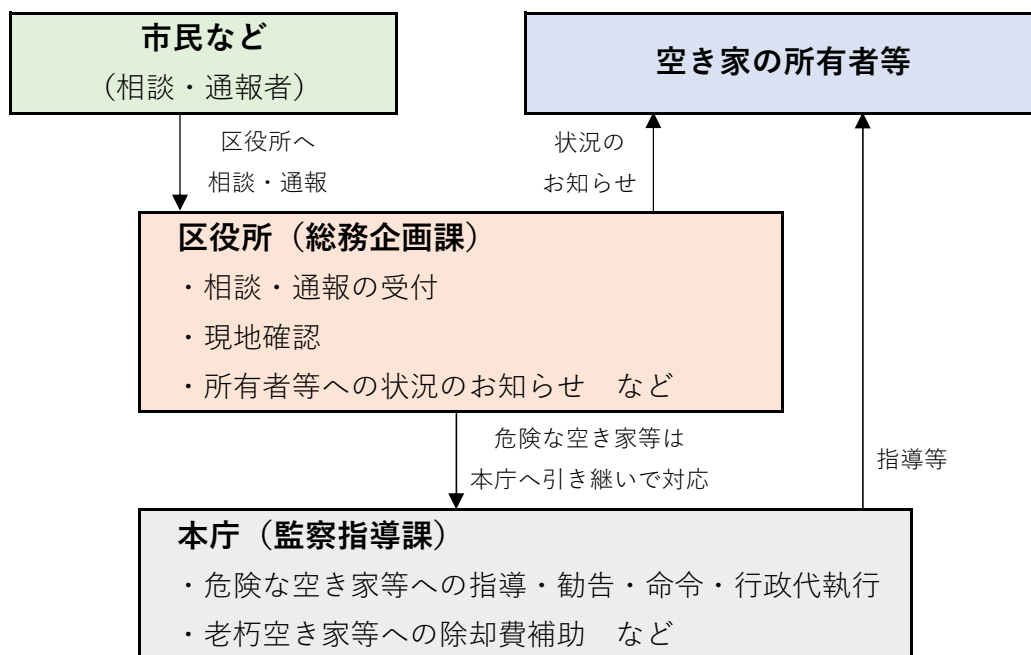


空き家に関する相談窓口

市民や地域からの空き家に関する相談は、まず各区役所の総務企画課で受け付けます。
その後、区役所の職員が現地の確認や所有者調査を行い、所有者に対して、家屋の状況のお知らせや対応のお願いなどを行います。

家屋の倒壊や部材落下のおそれがあるなど、危険度等が一定以上の空き家については、区役所から本庁監察指導課に引き継ぎます。

監察指導課では、所有者に対して、危険箇所の是正や家屋の適正管理について指導など行います。



相談窓口の連絡先

門司区役所	総務企画課	電話 (代表) 331-1881
小倉北区役所	総務企画課	電話 (代表) 582-3311
小倉南区役所	総務企画課	電話 (代表) 951-4111
若松区役所	総務企画課	電話 (代表) 761-5321
八幡東区役所	総務企画課	電話 (代表) 671-0801
八幡西区役所	総務企画課	電話 (代表) 642-1441
戸畑区役所	総務企画課	電話 (代表) 871-1501